

労働者派遣事業におけるマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項に基づき、労働者派遣事業報告書(年度報告)(6 月 1 日現在の状況報告)をもとに情報を公開いたします。

許可番号 派 32-300075
事業所の名称 株式会社クリアプラス
事業所の所在地 島根県松江市北田町 248 番地

対象期間 令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

- 1 派遣労働者数 4 人
- 2 派遣先事業所数 1 事業所
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額(税別) 1 6, 2 5 4 円 (1 日 8 時間当たり)
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 1 0, 0 8 8 円 (1 日 8 時間当たり)
- 5 マージン率 3 7. 9 %

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

弊社マージンには、次の金額が含まれています。

- (1) 事業主が負担する社会保険料
- (2) 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔等の特別休暇の賃金
- (3) 福利厚生費、教育訓練費用
- (4) 事業運営のための経費 (人件費、オフィス賃料、その他経費)

弊社賃金には、次の金額が含まれています。

- (1) 派遣労働者の基本給、各種手当、通勤手当、時間外手当
- (2) 派遣労働者の賞与

- 6 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定の締結：あり (協定の有効期間の終期 2026 年 3 月 31 日)
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者

- 7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金 支給	費用 負担
入職時研修	新規採用者	弊社	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・階層別研修	派遣労働者	弊社/派遣先	OJT/Off-JT	有	無

(2) キャリアコンサルティング

相談窓口 総務部 TEL 0852-21-3476 E-Mail info@creaplus.co.jp

- 8 その他 (福利厚生に関する事項)
社会保険、労災保険、定期健康診断、年次有給休暇、時間単位の年次有給休暇、産前産後・育児・介護休業制度、傷病積立制度、慶弔・ワクチン接種等の特別休暇、予防接種助成制度